

保育料について

0歳児～2歳児までのお子様については保育料を納入していただきます。
金額と軽減措置については以下のとおりです。

【保育料徴収金基準額表】

在籍する児童の属する世帯の階層区分			保育料月額 ※（ ）は特例適用世帯
			3歳未満児
A	生活保護法による被保護世帯		0
B	村民税非課税世帯		0
C1	村民税均等割のみ課税世帯		7,000 (0)
C2	村民税所得割課税世帯	24,000 円未満	9,000 (5,000)
C3		24,000 円以上～48,600 円未満	11,000 (5,000)
D1-1		48,600 円以上～57,700 円未満	13,000 (5,000)
D1-2		57,700 円以上～64,000 円未満	13,000 (5,000)
D2-1		64,000 円以上～77,101 円未満	16,000 (5,000)
D2-2		77,101 円以上～80,000 円未満	16,000
D3		80,000 円以上～97,000 円未満	19,000
D4		97,000 円以上～121,000 円未満	24,000
D5		121,000 円以上～145,000 円未満	28,000
D6		145,000 円以上～169,000 円未満	33,000
D7-1		169,000 円以上～213,000 円未満	36,000
D7-2		213,000 円以上～257,000 円未満	38,000
D8		257,000 円以上～301,000 円未満	40,000
D9		301,000 円以上	41,000

▽保育料は、支給認定の標準時間、短時間認定に関わらず同額です。

※保育料月額階層表、軽減内容は令和 6 年 10 月現在のものです。令和 7 年度保育料決定時に
変更する場合があります。

【減額・免除について】

- 特例適用世帯（生活保護受給世帯、ひとり親、在宅障害児を有する世帯等）の C1 から D2-1 階層世帯の保育料について、無料または 5,000 円となります。
- 第 2 子以降の保育料の月額が、半額または無料となります。
 - ①園児と生計同一の兄弟がいる場合、第 2 子の保育料は半額、第 3 子以降の保育料は無料とします。
 - ②特例適用世帯のうち、C1～D2-1 階層世帯で、園児と生計同一の兄弟がいる場合、第 2 子以降は保育料を無料とします。
- 婚姻歴のないひとり親の方は、申請によって市町村民税非課税世帯とみなし、減免措置を適用します（所得制限あり）。

保育園給食費について

3歳児～5歳児のお子様につきましては、保育料の負担はありませんが、給食・おやつ代となる保育園給食費を納入していただきます。

1 給食費の軽減について

(1) 同一世帯から2人以上の子どもが入園している場合は、入園児のうち第3子以降の給食費は無料とします。

(2) 世帯の階層区分がAからD1-1階層までの世帯と、D1-2からD2-1階層の特例適用世帯の給食費は無料とします。

※特例適用世帯…生活保護受給世帯、ひとり親、在宅障害児を有する世帯等

2 月途中の入・退園等の場合の給食費

月途中の入・退園の場合及び欠席日数が10日以上ある場合は、日割り計算により給食費を算定します。

【保育園給食費金額表】

在籍する児童の属する世帯の階層区分 ※保育料の階層区分を参照			保育園給食費月額 ※（ ）は特例適用世帯		
			第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯		0	0	0
B	村民税非課税世帯		0	0	0
C1	村民税均等割のみ課税世帯		0	0	0
C2	村民 税 所 得 割 課 税 世 帯	24,000円未満	0	0	0
C3		48,600円未満	0	0	0
D1-1		57,700円未満	0	0	0
D1-2		64,000円未満	5,000 (0)	5,000 (0)	0
D2-1		77,101円未満	5,000 (0)	5,000 (0)	0
D2-2		80,000円未満	5,000	5,000	0
D3		97,000円未満	5,000	5,000	0
D4		121,000円未満	5,000	5,000	0
D5		145,000円未満	5,000	5,000	0
D6		169,000円未満	5,000	5,000	0
D7-1		213,000円未満	5,000	5,000	0
D7-2		257,000円未満	5,000	5,000	0
D8		301,000円未満	5,000	5,000	0
D9		301,000円以上	5,000	5,000	0